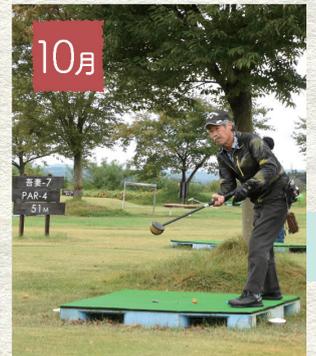


# 広報 たかはた 1

NO.1047

## 謹賀新年



### 人口と世帯数

12月1日現在

人口	22,485人
男	11,001人
女	11,484人
世帯数	7,742世帯

2022年(令和4年)

# 新年のご挨拶



高畠町議会議員  
近野 誠

あけましておめでとうござ  
います。町民の皆様には、議  
会の活動に、ご理解とご協力  
を賜わり厚くお礼申し上げます。  
令和4年は、じっかん 十干みずのえで壬、  
十二支は寅の年であります。  
壬寅は、「厳しい冬を越えて  
芽吹き始め、新しい成長の礎  
になる」年と言われておりま  
す。

け賑やかさが戻り、ようやく一筋  
の光が見えてきた様に感じます。  
冬が厳しいほど、春の芽吹きは  
生命力にあふれるように、コロナ  
前にも増して元気な高畠町となる  
ことを切に願ひ、議会といたしま  
しても、地域経済の回復等コロナ  
対策や安心、安全な町づくりを取  
り組んで参ります。  
本年も、町民の皆様にとりまし  
て、健やかで希望に満ちた一年と  
なりますことをお祈りし、新年の  
あいさついたします。



高畠町長  
寒河江 信

あけましておめでとうござ  
います。  
さて昨年は、新型コロナウイルスの  
ワクチン接種がス  
タートし、社会経済の正常化  
へ向けた兆しが見えてきた年  
となりました。  
このような中、町政各般に  
わたる諸事業を関係各位のご  
支援により順調に進めること  
ができましたことに、心から  
感謝申し上げます。  
さて、今年の町政運営につ  
きましては、以下の5点を重  
要な視点とし、取り組んでま  
いります。

- ①町の未来を担う子どもや若い世  
代への応援
  - ②町の特色を活かした産業への支  
援と雇用の創出
  - ③町の持続的な発展、地域活性化、  
安全安心につながる社会基盤の  
整備促進
  - ④DX推進による行政サービスの  
更なる向上
  - ⑤無駄のない効果的で効率的な行  
政運営
- 今も未来も町民が「しあわせ」  
を実感できるまちづくりを進めて  
まいります。  
本年も、皆様方のご支援とご協  
力を賜りますようお願い申し上  
げ、新年のあいさついたします。

～新成人のみなさんへ～

# 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

## 国民年金のポイント

### ◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

### ◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

## 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

### □「学生納付特例制度」

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▶対象／学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

### □「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月までは、30歳未満であった人が対象です。

\*保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続き等については、下記までお問い合わせください。

▶問合せ先／町町民課住民年金係 ☎(52)1345 米沢年金事務所 ☎(22)4220

年金事務所に年金相談・お手続きをされる際は…

**予約相談** をご利用ください！

「予約受付専用電話」

**☎0570-05-4890**

〈予約受付時間帯〉

月曜～金曜（平日） 8時30分～17時15分

○前日までにご予約ください。希望日の1か月前から予約可能です。

○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

# 申告をお願いします

感染症対策のため、  
休日相談は行いません。  
できる限り指定日に  
ご来場ください。

事業主のみなさんへ

令和4年度(令和3年分)「給与支払報告書」の提出期限は1月31日(月)です。お早めにご提出ください。

そもそも  
申告って?



- ◆確定申告：所得税の納付が必要な場合や還付を受けようとするとき
- ◆町県民税申告：確定申告が不要で、給与・公的年金以外に収入があるとき  
※確定申告書を提出すれば町県民税申告書も提出されたものとみなされます。  
高島町の申告相談会場ではどちらの申告書も作成することができます。

**適正な課税のため、申告が必要な方は必ず期限までに申告してください。**

## ■町県民税申告書を提出しなくてもよい方

- ◆税務署に令和3年分の所得税の確定申告書を提出した方
- ◆給与収入のみの方で、勤務先で年末調整が済んでおり、勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方  
(提出されているか不明な場合は、勤務先の給与担当者にお問い合わせください。)

## ■申告書の提出が必要な方

対象の方/令和4年1月1日現在、町内在住者

**確**：確定申告

令和3年中に  
収入があった場合

営業・農業・不動産・配当・譲渡などの  
その他の収入があった方

- 自営業などにより、上記の収入がある場合や、給与・年金以外に上記収入があった場合に申告が必要です。

**確**：給与または年金以外の所得が  
20万円を超える場合

公的年金等による収入のみの方

- 医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける場合は申告が必要です。

**確**：公的年金収入が400万円を超える場合

給与収入のみの方

- 給与収入のみで、令和3年の途中で退職し、再就職しなかった方
- 2か所以上の勤務先から給与の支払いを受け、確定申告しない方
- 給与収入のみで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方(提出されているか不明な場合は、勤務先でご確認ください。)

令和3年中の  
収入がない場合

□いずれかに該当すれば申告が必要です。

- ①令和2年まで申告すべき収入があり、申告書が送付されている方
- ②年金免除申請・児童手当受給・公営住宅入居などの手続きのため、税証明が必要な方

## ■申告書の送付について

申告書は、前年の申告状況をもとに送付しています。前年と収入の状況が変わった方は、申告書が届かなくても申告が必要な場合がありますので、今一度ご確認ください。

### 【申告書を送付される方】

町・県民税申告書は、税務署から確定申告のお知らせが送付されない見込みの方で、一定の要件にあてはまる場合に送付します。また、事前に申告書が必要な旨の連絡があった方には送付いたします。

■申告書の送付時期／1月下旬

### 【申告書を送付されない方】

- ・主に、前年の申告内容が次のような方です。
- ①無職(無収入)かつ、被扶養者(他の誰かの扶養)
- ②年金収入のみで申告書を提出していない方
- ③給与収入のみで住民税が給与から差引きされている方

※町ホームページから申告書様式をダウンロードできます。郵送希望の場合は、町税務課までご連絡ください。

## ■ご自身での申告書の作成を推奨します

毎年申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただいております。申告会場の混雑緩和や感染リスクを減らすためにも、ご自宅のパソコンやスマートフォンにてご自身での確定申告書、町・県民税申告書の作成にご協力ください。

### ホームページ利用のメリット

- ・申告会場に行く手間なし！
- ・いつでも作成可能！
- ・税額等計算間違いがない！

### ◆ 確定申告

次のいずれかの方法で作成し提出してください。

- ①国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用する。
- ②確定申告書に必要事項を記入し作成する。

▶提出先／e-Tax または郵送等で税務署に提出

### ご利用ください！

国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」



自宅などで申告書を作成し、郵送またはe-Tax等で確定申告書等を提出できます。

### ◆ 町・県民税申告

次のいずれかの方法で作成し提出してください。

- ①町ホームページから「町・県民税申告書様式」をダウンロードし作成する。
- ②送付された町・県民税申告書を使用し作成する。

▶提出先／町税務課

### ダウンロードはこちらから

高畠町ホームページ  
「町・県民税申告書様式」



郵送または持参により町税務課へ提出してください。

## ■米沢税務署申告書作成場所のご案内

- ▶開設日時／2月16日(水)～3月15日(火) 9時～16時 ※土日祝日除く
- ▶場所／フジワビル3階 米沢市門東町1-1-5(税務署北隣)

混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。

- ▶配布方法／当日配付またはLINEによる事前発行。詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

▶問合せ先／米沢税務署 ☎(22)6320 ※音声案内に従い2番を選択してください

# 令和4年度分 申告相談日程表

問合せ先/町税務課住民税係 ☎(52)4477

※大型除雪車による早朝作業を行っています。**8時前の来場はご遠慮**ください。

※混雑緩和のため、行政区ごとに相談日を指定しています。なるべく指定日の来場をお願いします。  
**指定日以外の相談は、指定日の行政区の方が優先となります。**

## ▶場所/町中央公民館大会議室（2階）

月日	曜日	午前部		午後部		地区
		受付時間/8時30分から11時まで 申告相談/8時45分から		受付時間/正午から15時まで 申告相談/13時から		
2/4	金	給与・年金のみの所得者で、還付申告（医療費控除等）のある方のみ				全地区
7	月					
8	火	上山崎・駅東	西町・中瀬	糠野目		
9	水	上町・仲町・宮町	本町			
10	木	三軒屋・元山崎・若葉平	駅前			
14	月	共栄・家中	沢口			
15	火	蛇口・津久茂	小其塚・石岡			
16	水	上平柳・夏刈	下町	二井宿		
17	木	上駄子町・弁天前・下宿	上宿・田沢・筋			
18	金	中・入	大町一・大町二・大町三	高 島		
21	月	横町・鳥居町・高安	北目・旭町・緑町			
22	火	荒町一・荒町二・塩森・飯森	幸町一・幸町二・幸町三・小郡山			
24	木	桜木町・安久津一・安久津二	泉岡・元町三			
25	金	駄子町・蛭沢・入蛭沢	弥生町			
28	月	金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町	御入水・青葉町	屋 代		
3/1	火	柏木目・三条目・川沼	時沢・野手倉・大笹生			
2	水	西館・東本町・西本町	相森			
3	木	竹中・竹下・竹向・深上	中組・砂押・大新・館の内・桐町			
4	金	日向・細越・山越・中才	根岸・竹上・屋代山崎	亀 岡		
7	月	露藤上・露藤中・露藤下	亀岡一・亀岡二・亀岡三・亀岡四			
8	火	入生田南・入生田西・入生田北	中島南・中島北・船橋・文殊ヶ丘	和 田		
9	水	川北上・海上小倉	下和田北・下和田南			
10	木	下和田十二・南佐沢	佐沢上・佐沢下			
11	金	上和田第一・上和田第二	上和田第三・両組			
14	月	元和田北・元和田西	中和田東部・中和田西部			
15	火	馬頭東・馬頭西	川北下・立石			

### ⚠ 感染症対策にご協力ください

- 休日(土日祝日)の相談は、混雑が予想されるため行いません。
- マスクの着用、手指の消毒や受付時の検温にご協力ください。
- 風邪の諸症状や37.5℃以上の発熱等がある場合、申告相談をお断りすることがあります。体調がすぐれない方は、無理をせず後日ご来場ください。
- 定期的な換気を行いますので暖かい服装でお越しください。
- 少人数でご来場ください。
- 感染拡大状況等により相談会場を閉鎖する場合があります。



## ■申告相談に必要なもの

相談会場で申告する場合は以下のものをお持ちください。

### 【本人が申告書を提出する場合】

- 送付された申告書または確定申告のお知らせハガキ
  - マイナンバー確認に必要なもの
  - 所得が確認できるもの  
給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内訳書、帳簿、領収証 など
  - 所得控除の資料となるもの  
医療費控除の明細書、社会保険料(国民年金等)、生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険料、小規模企業共済掛金支払証明書、障がい者手帳等の福祉手帳 など
- ※所得や控除の証明書は、令和3年に収入があったもの、支払を行ったものが対象となります。

### 【代理人が申告書を提出する場合】

- ①申告者のマイナンバー確認に必要なもの
- ②代理権を確認できる書類(同一世帯員の場合は不要です)委任状等。
- ③代理人の身元確認書類またはマイナンバーカード(個人番号カード)

※令和2年分より、領収書の添付では医療費控除を受けることができません。医療費控除の明細書または、セルフメディケーション税制の明細書の作成が必ず必要になりますので事前にご作成ください。また、申告相談時間の短縮のため、収支内訳書の事前作成にもご協力ください。

## マイナンバーと身元の確認に必要なもの

マイナンバー  
カードを

- ➔ 持っている
- ➔ 持っていない

- ➔ マイナンバーカードだけで  
マイナンバーの確認と身元確認ができます。
- ➔ マイナンバー確認書類と身元確認書類が必要。

### マイナンバー確認書類

- ・通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票の写し  
などのうちいずれか一つ



### 身元確認書類

- ・運転免許証・公的医療保険の被保険者証
  - ・パスポート・身体障害者手帳
  - ・在留カード などのうちいずれか一つ
- ※写真のない身元確認書類は2種類以上必要です

## ■医療費控除にお使いください

高島町国民健康保険では、2か月に1回はがき形式で医療費の額についてお知らせしています。このお知らせとは別に、「医療費控除の明細書」として活用できる年間分の「医療費のお知らせ」を発行します。

▶発送/2月上旬予定

▶対象期間/令和2年11月~令和3年10月診療分

※次の場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

- ①「医療費のお知らせ」に未記載の医療費がある場合(令和3年11月、12月診療分等)
- ②高額療養費等の払い戻しを受けている場合
- ③「医療費のお知らせ」の記載内容に訂正や追記が必要な場合

〒999-9999  
山形県東置賜郡高島町大字高島000番地  
高島 太郎 様

カスタマーバーコード  
NN\_99999 NNNNNNNNNNNNNNNNNNN

保険者	高島町
被保険者番号・番号	628・12345

このお知らせは、  
・医療費や保険料(税)の請求書ではありません。  
・医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として  
使用することができます。  
・令和2年11月から令和3年10月までの1年間  
にかかった医療費を表示しています。  
※裏面もご覧ください。

### 国民健康保険の医療費のお知らせ

あなたのご家庭で病気や負傷のために国民健康保険で受診された医療費をお知らせします。  
ご家庭の医療費がどのくらいかかっているかをご確認いただき、健康管理に対する関心を高めていただくとともに、健康な家庭をつくるための参考にしていただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

〒992-0392  
山形県東置賜郡高島町大字高島436番地  
高島町 町民課 医療給付係  
TEL 0238-52-1327

医療を受けた方	医療機関等の名称	受診年月	医療費の区分	日数(回数)	医療費の総額(円)	支払った医療費の額(円)	円
高島 太郎 様	〇〇〇病院	2 12	医科入院	10	682,000	35,400	*
高島 太郎 様	〇〇〇病院	2 12	食事	30	20,000	6,300	
高島 太郎 様	〇〇〇病院	3 01	医科通院	3	37,360	11,208	
高島 花子 様	〇〇〇眼科	3 03	医科通院	2	14,930	4,479	
高島 花子 様	〇〇〇調剤	3 03	調剤	2	3,250	975	

医療費控除見込額 (R3.1~R3.10)	16,662 円	1/1	医療費の総額の合計(円)及び 支払った医療費の額の合計(円)	757,540	58,302
--------------------------	----------	-----	-----------------------------------	---------	--------

### ▶問合せ先

- お知らせの発行に関すること  
町町民課医療給付係 ☎(52)1327
- 医療費控除の申告に関すること  
町町民課住民税係 ☎(52)4477

# 介護保険による税控除のお知らせ

所得税の確定申告に向けた介護保険サービスの医療費控除についてお知らせします。

令和3年中に介護保険サービスを利用して負担した利用料の中に医療費控除の対象になるものがあります。

◎控除を受ける方法／確定申告時に「医療費控除の明細書」を作成し添付する。

※介護保険サービスの領収書に医療費控除となる金額が記載されています。

利用されたサービス	医療費控除の対象
特別養護老人ホーム	・介護保険利用者負担分(1割または2割または3割)および食費、居住費負担分として支払った額の2分の1相当額
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	・施設サービス費にかかる自己負担額 ・個室、特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限る)
在宅サービス	・居宅サービス計画に基づいて利用した、下記の居宅サービスでの自己負担額 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(ショートステイ) ※指定居宅事業者が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されています。
	・上記サービスと併せて利用のもの 訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護(ショートステイ)

## ◎おむつ使用証明書が役場で発行できます

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、証明書発行の次年度以降、介護保険の要介護認定を受けている人については、下記の条件に該当すると、町で証明書(1通400円)を発行することができます。

### ◎発行条件

介護保険要介護認定で使用する主治医意見書(①～③すべてに該当するもの)

- ①令和3年1月1日以降に作成されたもの
- ②障がい高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB1以上
- ③尿失禁発生の項目が記載されたもの



※介護保険の有効期間が13か月以上あり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限り、前年もしくは前々年の主治医意見書となります。

▶申請・問合せ先／町町民課介護保険係 ☎(52) 1 2 8 8

# 使ってみませんか？ジェネリック医薬品

## ■ ジェネリック医薬品とは？

医師から処方される薬には「新薬」と「ジェネリック医薬品」があります。ジェネリック医薬品の開発には、新薬のように多額の開発費用がかかります。そのため、ジェネリック医薬品の価格は新薬と比べて5割ほど安くなっています。

## ■ ジェネリック医薬品は安全？

ジェネリック医薬品を製造・販売するためには、国の厳しい審査に合格する必要があります。厚生労働大臣によって、その効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、ジェネリック医薬品として認められています。

## ■ 家計にも国にもやさしい

みなさんが支払う医療費は保険適用分を除いた1割～3割分なので、もしかしたら負担に感じていない人もいらっしゃるかもしれません。

しかし、保険適用分の医療費は、みなさんからいただいた税金などから国が補っています。

ジェネリック医薬品の使用は、みなさんのお財布にやさしいだけでなく、国の経済的負担を軽くすることにも繋がります。

## ■ 医師・薬剤師にご相談のうえぜひご検討ください

ジェネリック医薬品を使用して、合わないと感じたときは、もとの薬に戻すこともできます。

町では、お薬手帳に貼ることができる「ジェネリック医薬品希望シール」を配布していますので、希望する人は町町民課へお越しください。



## 紹介します！

# わたしたちのサロン

高島町で活動しているいろんな「サロン」を紹介します。

## 大町一さくら草の会

(高島地区・大町一)



開催日時／第2・4火曜日 10時～

場所／総合交流プラザ

問合せ先／菅野 優子 ☎(52) 1632

他地域のサロン活動に触発され、平成24年に立ち上がりました。

これまで、小物作りや料理教室・軽運動、出前講座、グループホームのイベントのお手伝い、ひとり暮らしのお年寄りを招待する食事会など、いろいろな活動を行ってきました。

最近は、コロナ禍で活動を自粛していますが、収束したら以前のような活動を行うために、まず自分たちが健康でいようと、月2回いきいき百歳体操を頑張っています。「体操は来なくちゃなんねーと思うから何があっても来るのよ」と言う方や、「ここまで歩いてきたー」の一言に「えらいよー」と励ましもあり続けられています。車での用足しが多くなるこの時期、会場までの歩きがよい運動になっています。

次回は「竹上脳活麻雀クラブ」(屋代地区)を紹介します。お楽しみに！

サロンの立ち上げや百歳体操等、お気軽にご相談ください。

▶問合せ先／町健康長寿課高齢者支援係 ☎(52) 4 4 7 8

生活支援コーディネーター ☎(52) 5 0 5 2

募集

# 高畠町水道等 量水器検針員募集

町上下水道課業務係

☎(52) 4 4 8 3

令和4年度からの検針員を募集します。再委託あり。詳細は募集要項をご確認ください。

- ◆業務内容／毎月1,300～1,400件程度の家庭等の水道等メーターの検針およびお知らせ票の配布(1月～3月は検針しないため実働は12月まで)
- ◆応募資格／町内在住の18歳から65歳までの人
- ◆募集人数／2人
- ◆報酬額／月額11万円前後  
(検針件数により変動します)
- ◆選考方法／個別面接
- ◆試験日／2月10日(木) 時間は応募者に通知
- ◆申込方法／申込書に必要事項を記入のうえ、町上下水道課に提出してください。(郵送可)
- ◆申込受付／1月11日(火)～27日(木) (必着)
- ◆申込書入手・提出先／町上下水道課業務係

お知らせ

# 第68回文化財防火デー

町高畠消防署予防係

☎(52) 1 5 0 5

毎年1月26日は、【文化財防火デー】です。現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂が昭和24年1月26日に炎上し、壁画が焼損した事に基づき、貴重な文化財を火災等の災害から守るために、全国一斉の【文化財防火デー】として定められました。高畠町にも、安久津八幡神社など貴重な文化財が数多く残されています。

文化財は、未来の子孫たちに伝えていかなければならない大切な財産です。こうした文化財を火災などの災害から守ることができるよう、町のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願いします。

なお、次の日程で防火訓練を行います。

【防火訓練】

- ◆日時／1月30日(日) 13時30分
- ◆場所／安久津八幡神社境内
- ◆参加者／高畠町消防団第一分団、鳥居町自警団、消防職員

お知らせ

# 1月31日(月)は各種 町税の納付期限です

町税務課収納管理係

☎(52) 2 0 5 4

納付書で納められる人は1月31日(月)まで最寄りの金融機関やコンビニ等で納付してください。口座振替の人は同日に引き落としとなりますので、残高のご確認をお願いします。また、スマートフォン決済アプリによる納付も可能です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

- ◎国民健康保険税：7期
- ◎介護保険料：7期
- ◎後期高齢者医療保険料：7期

お知らせ

# 高畠町「消防出初式」

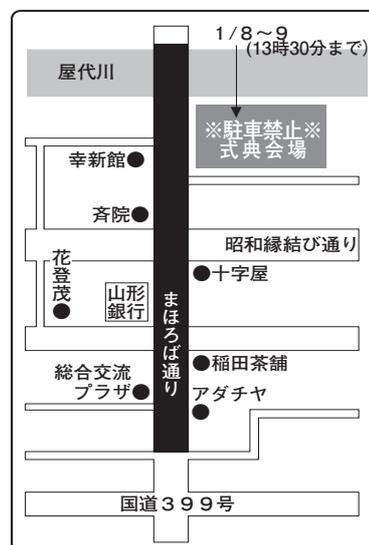
町高畠消防署消防係

☎(52) 1 5 0 5

町のみなさんの生命と財産を守り、災害のない明るい町をめざすため新春恒例の『消防出初式』を行います。ご来場の際は、感染症対策を実施のうえ、町火消しの心意気をご覧ください。

- ◆日時・場所／1月9日(日)  
多目的広場：12時30分～ 式典・祝賀放水  
まほろば通り：13時30分～ 消防ポンプ車の行進・はしご乗り

## =ご注意ください= 出初式交通規制



※消防出初式に伴い、中橋から大町第一公民館前交点までの区間が12時45分から14時45分までの間交通規制されます。車両の横断・通り抜けはできませんので、迂回等のご協力をお願いします。  
※多目的広場は前日から駐車禁止になります。

お知らせ

# 防災ベッドを展示します

岡町建設課建築住宅係

☎(52) 4 4 8 1

ベッド型シェルター『防災ベッド』を展示します。防災ベッドとは、大地震によって万が一住宅が倒壊しても、ベッド周りの安全な空間を確保し命を守ることができる装置です。実物をご覧いただき、減災対策の1つの備えとしてお考えください。

◆展示期間／1月12日(水)～30日(日)

◆展示場所／町中央公民館 1階ロビー



募 集

# 会計年度任用職員募集

岡町総務課総務係

☎(52) 4 4 7 5

公立高島病院総務課

☎(52) 1 5 0 0

令和4年度の会計年度任用職員を募集します。詳しくは、町ホームページ等をご覧ください。

◆募集職種／事務補助員、公共施設営繕職員、納税推進員、介護認定調査員、保育士、水田農業推進員、特別支援教育支援員、図書館司書、文化施設事務職員、看護補助者 ほか

◆給与／報酬、通勤手当相当額および時間外勤務報酬が支払われます。報酬は、職種によって異なりますので、詳細は募集案内をご覧ください。

◆申込書入手先／町総務課および町民課窓口、町中央公民館、各地区公民館、糠野目生涯学習館、町立図書館、屋内遊戯場「もつくる」、公立高島病院

◆申込方法／指定の申込書に希望する職種および必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

◆申込受付／1月4日(火)～20日(木) (必着)

○申込書提出先：町・町教育委員会／町総務課  
公立高島病院／公立高島病院総務課

募 集

# 看護師等奨学資金の貸付を行います

岡公立高島病院総務課

☎(52) 1 5 0 0

公立高島病院では、看護師等の養成施設に在学する人へ月額7万円の奨学資金の貸付を行います。

◆応募資格／次の①～③すべてに当てはまる人

①看護師等養成のための学校もしくは養成所(以下「養成施設」という)に在学している、または在学が決定した人

②養成施設を卒業後直ちに公立高島病院に看護師として勤務する意思を有する人

③同種の奨学資金の貸付けを受けていない人

④奨学資金の貸付決定を受けてから10日以内に、連帯保証人(父母も可能)を立てられる人

◆募集人員／2人程度

◆募集期間／1月13日(木)～2月10日(木)

◆選考方法／1次選考：書類審査、2次選考：個別面接

◆貸与金額／月額7万円(無利子)

◆貸与期間／原則として、令和4年4月から養成施設を卒業する月まで、3か月分ごとに貸付けます。

◆応募方法／必要書類を郵送または持参してください。

【提出書類】

①看護師等奨学資金貸与申請書

②履歴書

③成績証明書(養成施設または最終出身校のもの、発行3か月以内)

※①②は病院ホームページからダウンロードできます。



▲高島病院  
ホームページ

◆送付先／〒992-0351 高島町大字高島386番地  
公立高島病院 総務課

お知らせ

## 除雪費の一部を助成します

岡町健康長寿課高齢者支援係 ☎(52) 4 4 7 8

**自**力で除雪作業ができない高齢者世帯等を対象に、他の人へ有償で依頼した場合、除雪支援金を交付します。

◆対象世帯／次の(1)～(3)すべてに当てはまる世帯

- (1) 世帯全員が高島町に住所を有すること
- (2) 次のいずれかに該当する世帯
  - ①満 65 歳以上の世帯
  - ②身体障がい者で構成される世帯
  - ③身体障がい者および満 65 歳以上の人で構成される世帯
- (3) 前年の収入が、1人世帯 120 万円、2人世帯 180 万円、3人目から 60 万円を加算した金額以内

◆支援額／

①屋根の雪下ろし・屋根からの落雪の除雪  
上限額 3 万円

②玄関前から公道までの除雪  
30 分あたり 550 円以内

※上限額①②合計 3 万 5 千円

◆申請方法／申請書、除雪実施明細書、課税台帳閲覧承諾書、振込口座が分かるもの(通帳等のコピー)を、民生委員に提出してください。申請はその都度ではなく、冬期間終了後、一括で申請してください。

◆申請書入手／町福祉こども課、町健康長寿課

◆申請締切／3 月 10 日(木)

お知らせ

## 出産費の一部を助成します

岡町福祉こども課 ☎(52) 3 0 3 1

**出**産・子育ての経済的負担をさらに軽減し、子育て環境を整えていただくため、県の補助を受け、出産支援給付金を交付します。

◆対象世帯／

- ①令和 3 年 4 月 2 日から 12 月 31 日までの間に出産し、県内に出生後最初の住民登録がされ、令和 4 年 1 月 1 日時点で高島町に住民登録している世帯
  - ②令和 4 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に出産し、その新生児の住民登録を最初に高島町にした世帯
- ※対象世帯の期間・条件に準じて、給付金の申請前に死亡した新生児および死産(妊娠満 12 週以後の死児の出産)についても対象となります。

◆申請期限／

- ①令和 4 年 2 月 28 日(月)、②出生日の翌月の末日

◆申請書入手／

- ①令和 4 年 1 月以降に町から自宅へ郵送
- ②町ホームページ、町福祉こども課または町町民課窓口でお受け取りください。

◆申請受付／令和 4 年 1 月 5 日(水)～

◆申請者／原則新生児の父または母

◆申請方法／申請用紙に必要事項を記入のうえ、郵送または持参

◆給付額／新生児 1 人につき 58,000 円

◆給付時期／申請後 1 か月以内

お知らせ

## 雪に関する相談は建設組合へ

岡町福祉こども課地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4

**町**では、町のみなさんの雪に関する相談窓口を、高島町建設組合に委託しています。屋根の雪下ろしや除排雪についてお困りの人はご相談ください。雪下ろしや除排雪にかかる費用は個人負担となります。

◆期間／3 月 15 日(火)まで

◆受付時間／9 時～正午、13 時～16 時(土日祝日除く)

◆相談窓口／高島町建設組合(町商工会内)

☎(52) 2 5 3 1

お知らせ

## 競争入札参加資格審査申請の手続きについて

岡町企画財政課 ☎(52) 4 4 7 6

**高**島町における 2022(令和 4)年度の競争入札等に参加を希望し、競争入札参加資格審査申請をしていない人は、登録(追加)の手続きが必要となります。下記により申請書を提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での提出とさせていただきます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

◆受付期間／2 月 1 日(火)～18 日(金)

◆提出方法／郵送(受付最終日の消印有効)

お知らせ

## 令和4年高島町成人式

町社会教育課 ☎(52) 4 4 8 7

令和4年高島町成人式の開催が決定しました。対象者には3月下旬にご案内をお送りします。みなさんのご出席をお待ちしています。

◆日時／4月29日(祝)

式典：13時30分(開場12時30分)

※諸般の事情により日程等を変更する場合があります。

◆場所／高島町文化ホールまほら

◆対象／平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

◆案内送付者(申込不要)／

新成人本人の住所登録が町内にある人

町内中学校を卒業し、家族が町内在住の人

注 申込みが必要な人

町内中学校を卒業し、家族全員が町外に転出した人

町外中学校を卒業し、本人の住所が町内にない人

申込みが必要な人は3月11日(金)まで町社会教育課へご連絡ください。

お知らせ



## 冬は『ウォームビズ』で省エネを！

町生活環境課環境係 ☎(52) 1 2 1 5

ウォームビズは暖房時の室温を20℃(目安)で快適に過ごすための取り組みです。2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、「ウォームビズ」にご協力をお願いします。

☞ 衣服を工夫しよう

◆マフラー、ひざ掛けなどを活用しよう。

◆機能性素材のものなど下着は素材を意識し、体幹をあたためよう。

☞ 住まいを工夫しよう

◆断熱シートや厚手のカーテンなどで窓から熱を逃がさない工夫をしよう。

◆湯たんぽを使おう。

☞ 食べるものを工夫しよう

◆冬が旬のもの、根菜類、しょうがなどで、からだの内側からあたためよう。

◆鍋を食べよう。湯気による加湿効果で体感温度が上昇します。

お知らせ

## 傷病手当金適用期間を延長します

町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間が延長になりました。詳細は町町民課へお問い合わせください。

◆対象／国民健康保険または後期高齢者医療の加入者

◆適用期間／令和2年1月1日(祝)～令和4年3月31日(祝)(入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

お願い

## 冬季間の踏切事故に注意しましょう！

町生活環境課生活安全係 ☎(52) 4 4 7 1

冬季間は、積雪や路面の凍結により踏切や路線上への進入事故が多発しています。通勤通学やお出かけの際には、十分注意して通行しましょう。

### 【踏切付近での注意点】

①冬場の路面凍結によるスリップに備え、踏切の手前で十分に減速し、一旦停止し、安全を確認してから渡りましょう。

②警報機が鳴ったら、踏切内への無理な進入はやめましょう。

③踏切内に閉じ込められた場合は、そのままゆっくり車を前進させてください。

④踏切内で動けなくなった場合は、まず列車に危険を知らせて列車を止めてください。

### 非常ボタンがある場合

カバーの上から強く押す。

### 非常ボタンがない場合

発煙筒や赤色の物を利用し大きく手をふる等して危険を知らせる。

脱出後は、最寄の駅に連絡してください。

### 【1月10日は「110番の日」】

事件・事故などの緊急の通報は「110番」

相談・情報提供は「#9110」

### 令和3年1月から11月末までの交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	47(-3)	0(±0)	57(-7)

※増減は前年同時期との比較です

**南陽東置賜休日診療所 ☎(40) 3 4 5 6**

- 住 所／南陽市栲塚4 2 0-7
- 診療日／ 2 日(日)、 3 日(月)、 9 日(日)、 10 日(月)、  
16 日(日)、 23 日(日)、 30 日(日)
- 受付時間／ 8 時 45 分～ 11 時 45 分、  
13 時～ 16 時 30 分
- 診療科目／主に内科(専門医とは限りません)  
外科・小児科希望の人はお問い合わせください。  
担当医師などは町ホームページをご覧ください。
- 持ち物／保険証、お薬手帳(お持ちの人)

**歯科休日当番医 ▶診療時間／ 9 時～15 時**

担当歯科が変更になる可能性があります。  
電話後に受診してください。

診療日	担当歯科	地区	電話番号
1 日(土)	つちや歯科医院	高畠	☎(52)0464
2 日(日)	漆山歯科医院	米沢	☎(23)4840
3 日(月)	五十嵐歯科医院	白鷹	☎(85)2075
9 日(日)	伊藤歯科医院	南陽	☎(45)2030
10 日(月)	西原歯科医院	長井	☎(84)7722
16 日(日)	足立歯科医院	米沢	☎(23)4182
23 日(日)	たいら歯科医院	米沢	☎(40)8404
30 日(日)	高畠歯科クリニック	高畠	☎(58)0814

**介護講習会のご案内**

**音楽の楽しさで介護する人も元気に♪**

介護をする人、受ける人が共に穏やかな時間を過ごすことができるように、家族等を介護している人・介護に関心のある人を対象に、音楽療法の講座を開催します。音楽でゆったり笑顔の交流をしてみませんか。

▶日時／下記いずれかをお選びください。

- ①2月 2日 (水) 10 時～ 11 時 30 分
- ②2月 18日 (金) 10 時～ 11 時 30 分

▶定員／各回 25 人

▶場所／町中央公民館

▶講師／佐藤 優香 氏 (ドルチェ音楽教室)

▶費用／無料

▶申込・問合せ先／町健康長寿課地域包括ケア係

☎(52) 4 4 9 5

**各種検診無料クーポン券は令和 4 年 1 月 31 日(月)まで**

**★早めに受診しよう！**

無料クーポン券の使用期限がせまっています。対象者で検診を受けていない人は、早めに受診しましょう。

▶クーポン使用期限／令和4年1月31日(月)まで

▶受診予約／町健診センター ☎(52) 1 1 1 6

**★クーポンは5月に送付しています！**

見当たらない場合は、町健康長寿課へお問い合わせください。

▶問合せ先／町健康長寿課地域保健係

☎(52) 1 3 0 7

検 診 内 容	対 象 者
肝炎ウイルス検診 (過去に受けたことのない人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 41 歳／昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日生</li> <li>・ 46 歳／昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日生</li> <li>・ 51 歳／昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日生</li> <li>・ 56 歳／昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日生</li> <li>・ 61 歳／昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生</li> <li>・ 66 歳／昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日生</li> </ul>
前立腺がん検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 51 歳男性／昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日生</li> <li>・ 61 歳男性／昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生</li> </ul>